

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2017 年 11 月 307 日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 事前集会 (緑町北公園)
10：50 入廷 (地裁 405 号法廷)
11：00 開廷
終了後 裁判所前で報告集会

.....
※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッ
ケンをつけますが、裁判所門前
で、これを外します。ご協力く
ださい。

第 9 次横田基地公害訴訟 第 24 回法廷の内容は…

本日は、原告側から以下の書面を提出しますが、弁護士による意見陳述は行いません。

- ①準備書面 22：国側主張に対する防音工事の認否。
- ②準備書面 23：周辺施設アンケートのまとめ
- ③現地検証時の騒音調査報告書 (原告側依頼業者による)
- ④現地進行協議期日報告書
- ⑤現地検証報告書 (原告団長による)

以下は、佐竹先生・吉田先生・馬場先生による上記④の報告書の一部です。

2017 年 (平成 29 年) 9 月 15 日の現地における進行協議の際に、各騒音および低周波測定地点において原告が測定業者 (日本音響エンジニアリング株式会社) に測定を依頼した。当業者から測定報告書が届いたので、それを提出すると共に、測定状況と結果を報告書を踏まえて報告する。

なお、測定場所以外の観測地点や前後の状況に関しては、別途原告福本道夫氏作成の報告書で、報告する。

第 1 測定項目、機器、方法

業者測定報告書記載のとおりである。

測定項目、騒音レベル、低周波 G 特性音圧レベル 1/3 オクターブバンド音圧レベル (1 Hz ～ 20kHz)

なお、G 特性音圧レベルとは、1-20Hz の超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性で、ISO- 7196 で規定された。可聴音における聴感補正特性である A 特性に相当するものである。1 ～ 20Hz の傾斜は超低周波音領域における感覚閾値の実験結果に基づいている。

オクターブバンドとは、ある周波数を中心にして上限と下限の周波数比が 1 オクターブ (2 倍) となる周波数の帯域 (バンド) のことで、その中心の周波数をオクターブバンド中心周波数と呼び、オクターブバンドを 1/3

に分割したものを、1/3 オクターブバンドという。

測定業者 日本音響エンジニアリング株式会社

測定使用機器 1) 精密騒音計 NL-32

2) 精密騒音計 NL-62 (低周波音測定機能付)

3) 普通騒音計 NL-21 4) 普通騒音計 NL-21

測定方法

環境省策定「航空機騒音測定・評価マニュアル」および環境庁「騒音監視測定マニュアル」に準じて行う。

各 4 地点において、屋内及び屋外に地上高 1.2 m の高さにマイクを設置。測定時刻と瞬時騒音レベル (0.1 秒間隔、時間重み付け特性 Slow) を測定記録。

屋外では精密測定器 (低周波測定機能付) のマイクを風による影響を最小にとどめるために調節設置して、測定時刻、G 特性音圧レベル並びに 1 Hz から 20Hz の 1/3 オクターブバンドの瞬時値 (0.1 秒間隔、時間重み付け特性 Slow) を測定記録。

同時に、屋外において航空機通過時の時刻と最大騒音レベル及び機種、飛行方向等を目視で確認記録している。

それら記録から、航空機が通過した際の最大騒音レベル (LA,SMAX) と時刻を算出。

低周波については、最大騒音レベル発生時刻の前後 20 秒間における G 特性音圧レベル並びに 1/3 オクターブバンドレベルの最大値を算出した。

また、屋内屋外において暗騒音も測定した。

第 2 原告井上氏宅

測定時間 9：35 ～ 10：42

測定場所 ①屋外駐車スペース ②防音工事済み洋室 ③防音工事なし洋室

この時間帯において、横田基地への離着陸なし

***** (裏に続く)

***** (表から続く)

ただし、測定開始前に C130 の離陸が 3 回目視された。

第 3 被告指定宅

測定場所 ①屋外庭 ②防音工事済みリビング

本建物は、外郭防音工事を最近終了した建物であり、防音工事なしの居室はなかった。

この時間帯において、プロペラ大型輸送機 C130 の離陸が 1 回確認された。北向き離陸である。

測定結果 時間 12:07:57 屋外 77.1db

低周波 (屋外) 80.4db 屋内 50.3db

低周波の G 特性 1/3 オクターブバンド音圧レベルは、100Hz 付近で卓越しており、環境省の示す参照値との比較では、40～80Hz において「心身に係る苦情に関する参照値」を上回っていた。中村らの「よくわかる・不快な感じがしない」曲線では、63Hz より上の周波数で上回っていた。

第 4 西武拝島ハイツ (屋上→上部階 H 氏宅)

観測時間帯：13：30 ころ～ 14：00

測定時間：13：00～14：04

測定場所：①西武拝島ハイツ 1 号棟屋上、②上部階防音工事済み屋内洋室 ③同室防音工事なし和室

この時間帯においては、C130 3 機 (北向き着陸と離陸)、汎用ヘリコプター UH-1 (離陸)、アトラス航空民間貨物機 (北向き離陸) が横田基地に着陸または離陸し、横田基地とは関係なく自衛隊 T-4 ブルーインパルス 6 機の編隊飛行訓練が行われていた。

測定結果 測定時間 13:08:11～14:02:54

屋外：57.6～79db (横田基地関係では、～72.3)

低周波 70.0～81.8db

屋内 測定不能

屋内については、防音施行済み洋室には冷蔵庫があり、常に 40db 程度の定常音が発生して、航空機の騒音も 50db 未満の卓越は見られたが、暗騒音から 10db を超えていなかったもので、測定不能となっている。防音施行なしの和室においても、聴感上騒音が感じることはあったものの、人の立ち入りや狭いスペース内での動作による騒音が重なり、航空機による騒音レベル波形の卓越を確認できなかったために、測定不能となっている。

多人数が室内にいる状況での狭い部屋での騒音測定に課題を残した。

屋外について、C130 の着陸の際の G 特性、1/3 オクターブバンド音圧レベルは、被告提案宅での結果と同様、100Hz 付近で音圧レベルが卓越し、40～80Hz において「心身に係る苦情に関する参照値」を上回り、「よくわかる・不快な感じがしない」曲線でも 80Hz より上の周波数で上回っている。UH-1 のヘリコプターは、滑走路から東に向かって離陸したので、騒音レベルは低かったものの、

低周波領域である 10Hz 付近で卓越して「低周波による物的苦情に関する参照値」を上回り、25～80Hz において「心身に係る苦情に関する参照値」を上回り、「よくわかる・不快な感じがしない」曲線でも 80Hz より上の周波数で上回っているところがある。

第 5 原告 A 氏宅 (昭島市・美堀町)

観測時間帯 14：45 測定時間 14：35～15：04

測定場所 ①屋外玄関先 ②防音工事済み和室 ③防音工事なし洋室

この時間帯には、KC-767 (空中空輸機ボーイング 767 改造機) の着陸が確認されている。

これ以外に、北側に離陸するスラスト音 (ジェット推進音) (機種不明) とセスナ機の着陸が確認されている。民間のものと思われるヘリも通過している。

屋内では A 氏から防音工事が 30 年経過して劣化していることが指摘された。(サッシのゆがみ)

測定結果

測定時間 14：45：20～15：38：20

屋外 57.5～78.2db (横田基地関係では、69.8～)

低周波 78.2～90.2db

屋内 防音あり 50.4db (屋外 78.2db) KC767

防音なし 49.6db (屋外 71.4db) 基地内スラスト音

屋内測定に関して、14：51 スラスト音に関し、防音施行なしの洋室では、屋外と同期した騒音レベル波形が確認されたが、防音施行済みの和室では人の立ち入りにより騒音レベル波形の卓越を確認できなかった、14：57 の KC767 の北向き着陸においては、防音施行なしの洋室では作業音等が重畳して測定不能となった。

屋内測定は、狭いスペース内にマイクを置いており、人の立ち入りやわずかな作業音でもマイクとの距離が近く、影響が顕著に出るので、測定を厳密に行うとすれば、人の立ち入り制限や測定員とレベルレコーダーなどは別室においてモニターするなどの工夫が必要とされた。

低周波については、スラスト音及び KC767 につき、卓越する周波数は確認されないが、「物的苦情に関する参照値」「心身に係る苦情に関する参照値」や「よくわかる・不快な感じがしない」曲線との比較でも上回っているところがある。

以上

【今後の予定】*****
2018 年 1 月 25 日：第 25 回弁論

* 2 月 15 日：第 26 回弁論＝原告側人証尋問 (3 名)

* 3 月初旬？：第 2 回現地検証

* 3 月 15 日：第 27 回弁論＝原告側人証尋問 (4～5 名)

* 5 月 17 日：第 28 回弁論＝原告側人証尋問 (4～5 名)

* 7 月 19 日：第 29 回弁論

場合によっては、第 29 回弁論が地裁・最終弁論になる可能性もあります。